

国総建第 1 4 5 号

平成 2 2 年 9 月 3 0 日

〔 公共発注者 宛 〕

国土交通省建設流通政策審議官

公共工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（中央建設業審議会決定）については、平成 2 2 年 7 月 2 6 日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、同日付けで中央建設業審議会より各公共発注者宛に、別添のとおりその実施が勧告されたところです。

今般の改正は、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じている現状を踏まえ、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間の責任・費用の適切な分担を確保し、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図ることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、この趣旨を御理解の上、できる限り速やかに貴職発注工事に係る請負契約約款の改正を行われますよう、改めてお願いいたします。

なお、国土交通省の道路、河川等に係る直轄工事の工事請負契約書については、「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成 2 2 年 9 月 6 日付け国地契第 1 9 号）等により同標準約款の改正を踏まえた改正が行われており、平成 2 2 年 1 0 月 1 日以降に入札手続を開始する工事から適用することとされておりますので、ご参考までにお知らせいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管下の市区町村及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

※ 別添省略